

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則  
（以上県例規集登載）

### 【告示】

- 岡山県屋外広告物条例第五条第三項第三号の知事が指定する区域  
（県例規集登載）
- 表示を要する普通肥料及びその表示事項の廃止
- 土地収用法に基づく事業の認定
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ ○ ○ ○ ○  
" " " " "

農産課

都市計画課

都市計画課

農産課

監理課

建築指導課

" " " " "

## 目次

担当課（室）

### 【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の届出事項の異動
- 政治団体の名称等の公表の訂正

### 【警察本部】

- 国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規程

### 【公安委員会】

- 国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規程  
（県例規集登載）

選挙管理委員会

" " " " "

情報管理課

情報管理課

◎岡山県規則第三号

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和二十五年岡山県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四号

岡山県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

岡山県流域下水道事業財務規則（平成三十一年岡山県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「（代用納付小切手等の支払地の区域）」に改め、同条中「当該小切手の交付を受ける企業出納員又は出納取扱金融機関の所在する市町村」を「全国」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 令和5年2月24日 岡山県公報 第12475号

## ◎岡山県告示第七十六号

岡山県屋外広告物条例（昭和四十一年岡山県条例第二十九号）第五条第三項第三号の区域を次のとおり指定した。

令和五年二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定する区域

津山市役所 本庁舎

二 所在地

津山市山北五二〇

三 指定年月日

令和五年一月十八日

令和5年2月24日 岡山県公報 第12475号

◎岡山県告示第七十七号

平成二十六年岡山県告示第八十四号（表示を要する普通肥料及びその表示事項）は、  
廃止する。

令和五年二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和五年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

津山市

二 事業の種類

津山市佐良山公民館移転新築事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県津山市平福字五反田地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

津山市佐良山公民館移転新築事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に掲げる「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である津山市は、本件事業を津山市第五次総合計画（平成二十八年三月策定）及び津山市第五次総合計画後期実施計画（令和四年五月策定）並びに津山市公民館整備計画（令和四年六月改訂）に位置付けており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、現在、津山市佐良山農業研修施設を使用して運営されている佐良山公民館は、老朽化が進行しバリアフリーに未対応であること、調理室等公民館活動に必要な設備が不足していること、周辺道路や敷地面積が狭小で災害時の指定避難所機能を十分に発揮できないこと等の課題があることから、幹線道路に面し交通利便性が高く、過去に浸水被害がない土地に、必要面積を確保し、バリアフリーに配慮した平家建ての施設を整備することにより、地域住民の生涯学習や地域活動の促進、利用者の安全性の向上及び災害対応の円滑化に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、「公民館の設置及び運営に関する基準」（平成十五年文部科学省告示第百十二号）、津山市公民館整備方針（平成二十五年四月策定）及び地域住民の要望を踏まえ、①平成十年台風第十号に伴う集中豪雨において浸水被害がなく、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の区域外であること、②幹線道路に面し、佐良山地区内からの交通便利性が確保されている場所であること、③公民館施設及び駐車場に必要な面積が確保できること、④周辺住民の住環境や農地等の利用に与える影響が少ないこと、⑤敷地造成が容易で工期の短縮が図られ、早期に公民館を供用できることを条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっておらず、

保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地における文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、佐良山地区内の交通便利性の高い土地に、バリアフリーに配慮した平家建ての公民館施設を整備するものであり、地域住民からその早期完成を強く要望されていることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

津山市地域振興部生涯学習課

# 令和5年2月24日 岡山県公報 第12475号

〔七六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市赤浜字鶴山後一九三三―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡九七八クレッシェンド二〇一

佐藤 義伸

佐藤絵里香

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月二日岡山県指令建指第三四二号

令和5年2月24日 岡山県公報 第12475号

〔七七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇七一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山七〇―二ポム・ダムールC二〇三号

近藤 俊介

近藤美由貴

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月四日岡山県指令建指第四〇四号

# 令和5年2月24日 岡山県公報 第12475号

〔七八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延四九二一―一、四九二一―六、四九二一―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区庭瀬一六二―五グランパレスK二〇五

片山 友裕

片山友佳子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月六日岡山県指令建指第三四八号

# 令和5年2月24日 岡山県公報 第12475号

〔七九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字八ノ坪二五六一七、二五六一八、二五七一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区庭瀬三八八アベニール一〇七号室

神野 聡

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月十六日岡山県指令建指第三六七号

# 令和5年2月24日 岡山県公報 第12475号

〔八〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字硯橋一九二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島町連島三六一―三イ―リオ一〇二

入澤 嘉人

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月十九日岡山県指令建指第三七二号

# 令和5年2月24日 岡山県公報 第12475号

〔八一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林六二―一、六二―一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西岡二五一―三パークタウン駅北二〇二

伊藤 翔平

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月十九日岡山県指令建指第四一六号

# 令和5年2月24日 岡山県公報 第12475号

◎岡山県選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。  
令和五年二月二十四日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
SDGsGOアクション協議会	佐々木弓子	佐々木雄司	赤磐市桜が丘西一―一九―八	令和五・一・一七
大月せいいち後援会	大月晴一	安富正史	岡山市北区西山内五七	一・二三
岡本貴之後援会	岡崎早兵衛	岡本友香	浅口郡里庄町新庄四七一	一・二三
かさおか夢応援プロジェクト	坂本真樹	坂本貴之	笠岡市大冨九〇―一―一	一・二四
定森ひさよし後援会	定森久芳	定森岩夫	勝田郡奈義町柿七七〇	一・二六
すいち玲子後援会	須一 滋	須一 滋	〃 〃 豊沢三〇六―一―八	一・二六
竹原みさこ後援会	竹原美佐子	竹原美佐子	岡山市北区南方三―七―二六南方パークホームズ一〇―一―号	一・二四
ながいこうすけ後援会	安藤義朗	安藤義朗	〃 〃 庭瀬六九五―一―五	一・一八
日本の未来地図制作委員会@岡山県	山本満理子	石田麻衣	〃 〃 中区倉益四―二―一―一	一・一六
ひるまゆきよ後援会	宮田好夫	野崎麻保	〃 〃 北区辰巳二―一―一〇三TCKビルF	一・一七
正木みえ後援会	三村隆康	正木陽大	備前市西片上一三〇三	一・二三
山本まり子後援会	山本満理子	山本明美	岡山市中区倉益四〇九―二―	一・一七

# 令和5年2月24日 岡山県公報 第12475号

◎岡山県選管告示第七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。  
 令和五年二月二十四日

岡山県選挙管理委員会  
 委員長 大林裕一

一 政党の支部		代表者の氏名		異動事項		異動年月日	
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	村上純一	新	坂根信義	旧	令和五・一・二二
自由民主党岡山県第一選挙区支部	逢沢一郎	会計責任者の氏名	信原好貴	新	坂根信義	旧	令和五・一・二二
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者の氏名	異動事項	村上純一	新	藤井章文	旧	令和五・一・二二
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	信原好貴	新	秋久憲司	旧	令和五・一・二二
逢沢一郎後援会	信原好貴	代表者の氏名	村本健治	新	秋久憲司	旧	令和五・一・二二
秋久けんし後援会	柿本健治	代表者の氏名	秋久真寛	新	秋久憲司	旧	令和五・一・二二
岡山咲津紀後援会	岡村眞悟	代表者の氏名	岡村眞悟	新	山本益大	旧	令和五・一・二二
小原なおみ後援会	森一馬	主たる事務所の所在地	津山市西吉田六三一	新	津山市西吉田八四一	旧	令和五・一・二二
さいとう啓二と玉野市の向上を目指す会	大塚彌太郎	会計責任者の氏名	齋藤克己	新	大野正	旧	令和五・一・二二
柴田よろう後援会	柴田義朗	主たる事務所の所在地	玉野市築港二一〇一	新	玉野市築港二一六一	旧	令和五・一・二二
清水かおる後援会	清水薫	主たる事務所の所在地	朝日野正基	新	山田泰	旧	令和五・一・二二
谷本有造後援会	谷本有造	代表者の氏名	津山市北園町四〇一五	新	津山市大田八一	旧	令和五・一・二二
にしま宣人後援会	中山潤	主たる事務所の所在地	谷本有造	新	響尾滋	旧	令和五・一・二二
花房ひさし後援会	花房尚	会計責任者の氏名	谷本有造	新	野添ゆかり	旧	令和五・一・二二
ひるまゆきよを育てる会	宮田好夫	政治団体の名称	岡山市北区西辛川四二二一	新	岡山市北区西辛川六四〇一三	旧	令和五・一・二二
森山幸治後援会	森山幸治	主たる事務所の所在地	ひるまゆきよを育てる会	新	ひるまゆきよ後援会	旧	令和五・一・二二
山本まり子後援会	山本満理子	代表者の氏名	岡山市北区表町一〇九五	新	岡山市北区表町一〇一五	旧	令和五・一・二二
友貴クラブ	川本正明	政治団体の名称	岡山市中区倉益四二二一	新	岡山市中区倉益四〇九一二	旧	令和五・一・二二
			山本満理子	新	平野隆茂	旧	令和五・一・二二
			友貴クラブ	新	土田貴行後援会	旧	令和五・一・二二

◎岡山県選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。  
令和五年二月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部

自由民主党柵原支部

浦上 次雄

令和四・一二・三一

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

青江茂後援会

青江 茂

令和五・一・三一

有吉秀樹後援会

有吉 秀樹

令和四・一二・三一

高月敏文後援会

高月 敏文

〃 〃

中西よしはるの活動を支える会

川崎 青史

令和五・一・一三

◎岡山県選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。  
令和五年二月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

者（代表者）の氏名

大月晴一

岡山市議会議員

大月せいいち後援会

岡山市北区西山内五七

令和五・一・三二

◎岡山県選管告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。  
令和五年二月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
柴田義朗	柴田よしろう後援会	主たる事務所の所在地	玉野市築港二一〇三	玉野市築港二一六一	令和四・一二・二九
清水薫	清水かおる後援会	〃	津山市北園町四〇一五	津山市大田八一〇一	令和五・一・一三
森山幸治	森山幸治後援会	〃	岡山市北区表町一九一五八	岡山市北区表町一〇一五	二〇二五・一・一五

◎岡山県選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、国民民主党岡山県総支部連合会から訂正の申出があったので、同法第七条の二第一項の規定により公表した政治団体の名称等の公表（令和三年岡山県選管告示第九十号）を次のとおり訂正する。  
令和五年二月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

政党の支部を次のように改める。

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

一以上の市町村等

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

国民民主党岡山県総支部連合会

川合孝典

高橋徹

岡山市中区円山二一八サン

○

令和三・一一・三〇

ライブビル2階

◎岡山県警察告示第十号

国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規程を次のとおり定める。

令和五年二月二十四日

岡山県警察本部長 檜 垣 重 臣

国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規則(令和五年岡山県公安委員会規則第四号。以下「規則」という。)の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請等の対象)

第二条 規則第三条の規定により警察本部長が定める公安委員会等に対する申請等は、別表のとおりとする。

(技術的基準)

第三条 規則第四条第一項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(作成日時の記録)

第四条 公安委員会等は、規則第四条第三項に規定する者(同項の規定により書面等に記載され又は記載すべき事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。)に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができるものとする。

(申請者の確認措置)

第五条 規則第四条第四項ただし書に規定する措置は、次に掲げるものとする。

一 別表の上欄に掲げる法令の同表中欄に掲げる規定に基づく申請等(同表六の項に係るものを除く。)を行う場合において、不特定の者によつて受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この条において同じ。)の送信(公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分(以下この条において「申請部分」という。)をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であつて、申請等を行う者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。)とこと異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下この条において「ワンタイムURL」という。)を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続するもの

二 別表の上欄に掲げる法令の同表中欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続するもの

(署名等に代わる措置)

第六条 規則第五条ただし書に規定する措置は、別表の上欄に掲げる法令の同表中欄に

# 令和5年2月24日 岡山県公報 第12475号

掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第四条第二項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

(申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合の措置)

**第七条** 規則第六条の場合において、規則第四条の規定による申請等を行おうとする者は、書面等(規則第六条に規定する部分に限る。)を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

別表(第二条、第五条、第六条関係)

法令		規定	申請等の内容
一 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)	第七十四条の三第五項	安全運転管理者又は副安全運転管理者の選任又は解任の届出	
	第七十八条第一項	道路の使用の許可の申請	
	第七十八条第四項	道路の使用の許可証の記載事項に係る変更の届出	
二 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)	第五十五条第一項	通行禁止道路の通行の許可の申請	
	第八条第一項	設備外積載、荷台乗車又は制限外積載の許可の申請	
	第八条の五第一項	制限外牽引の許可の申請	
三 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)	第九条	警備業務実施の届出(岡山県以外の都道府県に主たる営業所が所在する警備業者が、岡山県内で警備業務(内閣府令で定めるものを除く。)を行おうとするものに限る。)	
	第十条第一項	廃止の届出	
	第十六条第二項	服装の届出	

# 令和5年2月24日 岡山県公報 第12475号

七 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）	六 遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）					五 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）	四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）			
				第二十六條	第二十八條第二項及び第三項（第一号イ及び第二号イを除く。）	第八條第一項	第十七條第一項	第十七條第二項	第十六條第三項	
		第四十一條	第三十三條第一項	第三十二條	第三十一條第一項					
	第十條第三項									
		電磁的記録媒体提出票の提出	物件処分届出書の提出	物件売却届出書の提出	保管物件届出書の提出	施設占有者による届出書の提出	営業認定の申請書の記載事項に係る変更の届出	責任者の選任の届出	護身用具の届出又は護身用具の変更の届出	服装の変更の届出
	小型無人機等の飛行に関する通報									

## 附 則

この告示は、令和五年三月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第四号

国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規則を次のように定める。

令和五年二月二十四日

岡山県公安委員会

国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規則

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき定める規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第十一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第十一条の規定により、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公安委員会等 岡山県公安委員会、岡山県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
  - 二 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
  - 三 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。
  - 四 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
  - 五 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第三条第八号に規定する申請等をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（対象となる申請等）

第三条 情報通信技術活用規則第十一条第一項の規定により岡山県公安委員会が定める手続等のうち、公安委員会等に対する申請等は、警察本部長が別に定めるものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて警察本部長が別に定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他警察本部長が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 前項に規定する者は、警察本部長が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載さ

れ若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 前二項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、警察本部長が別に指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定による請求により登記官が作成した電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三 警察本部長が告示で定める電子証明書(前二号に規定するものを除く。)

四 前各号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

5 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第二項及び第三項の規定により当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信されたものとみなす。

(署名等に代わる措置)

第五条 法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(前条第四項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置とする。ただし、警察本部長が別に指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第六条 法第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

三 前二号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

#### 附 則

この規則は、令和五年三月一日から施行する。